

平成十六年法律第九十九号
高速道路株式会社法

目次

- 第一章 総則（第一条～第四条）
第二章 事業等（第五条～第十四条）
第三章 雜則（第十五条～第十七条）
第四章 罰則（第十八条～第二十三条）
附則

第一章 総則

(公社の目的)

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。（定義）

第二条 この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。

2 この法律において「高速道路」とは、次に掲げる道路をいう。

一 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十号）第四条第一項に規定する高速自動車国道

二 道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路（同法第四十八条の二第二項の規定により道路の部分に指定を受けたものにあっては、当該指定を受けた道路の部分以外の道路の部分のうち国土交通省令で定めるものを含む。）並びにこれと同等の規格及び機能を有する道路（一般国道、都道府県道又は同法第七条第三項に規定する指定市の市道であるものに限る。以下「自動車専用道路等」と総称する。）

(株式)

第三条 政府（首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（第四項において「首都高速道路株式会社等」という。）にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していないなければならない。

2 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百九十九条第一項に規定するその発行する株式を保有していないなければならない。

（会社の目的）

（会社の範囲）

（商号の使用制限）

（事業の範囲）

（第二章 事業等）

（事業の範囲）

</

は監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第十一条 会社は、毎事業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(社債及び借入金)

第十二条 会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第六号において「募集社債」という。）を引き受けた者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第六号において同じ。）を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定は、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

（重要な財産の譲渡等）
（定款の変更等）
（会計の整理等）

第十三条 会社の定款の変更、剩余金の配当その他の剩余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（会計年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表・損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。
2 会社は、その会計の整理に当たっては、国土交通省令で定めるところにより、第五条第一項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業とその他の事業とを区分しなければならない。

3 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、第一項に規定する財務計算に關する諸表を国土交通大臣に提出しなければならない。

第三章 雜則

第十五条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

（監督）

第十六条 国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帶し、関係人にこれを提示しなければならない。

（財務大臣との協議）

第十七条 国土交通大臣は、第三条第二項、第十一条、第十一条第一項、第十二条又は第十三条（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（第四章 罰則）

第十八条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

（定款の変更等）
（会計の整理等）

第十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の禁刑又は百万円以下の罰金に処する。これができないときは、その価額を追徴する。

（定款の変更等）
（会計の整理等）

第二十条 第十八条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

（監督）

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

第十五条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

（監督）

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なべき社員、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

（監督）

第二十三条 第四条の規定による命令に違反したとき。

（施行期日）

第一条 この法律は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百一号）の施行の日から施行する。ただし、第五条第二項及び第

第二十条 第十八条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

（監督）

第二十二条 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

（監督）

第二十三条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

第二十四条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

第二十五条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

第二十六条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

第二十七条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

第二十八条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

第二十九条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

第三十条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

第三十一条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

第三十二条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

第三十三条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

第三十四条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

第三十五条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

第三十六条 第十六条第一項の規定による報告を

（報告及び検査）

（会社の合併）

第二条 政府は、本州四国連絡高速道路株式会社について、同社が事業を営む高速道路に係る機構の債務が相当程度減少し、かつ、同社の経営の安定性の確保が確実になつた時において、同社と西日本高速道路株式会社との合併に必要な措置を講ずるものとする。

（債務保証）

第二十三条 第二項の規定による報告を

（報告及び検査）

第二十四条 第二項の規定による報告を

（報告及び検査）

第二十五条 第二項の規定による報告を

（報告及び検査）

第二十六条 第二項の規定による報告を

（報告及び検査）

第二十七条 第二項の規定による報告を

（報告及び検査）

第二十八条 第二項の規定による報告を

（報告及び検査）

第二十九条 第二項の規定による報告を

（報告及び検査）

第三十条 第二項の規定による報告を

（報告及び検査）

第三十一条 第二項の規定による報告を

（報告及び検査）

第三十二条 第二項の規定による報告を

（報告及び検査）

第三十三条 第二項の規定による報告を

（報告及び検査）

第三十四条 第二項の規定による報告を

（報告及び検査）

第三十五条 第二項の規定による報告を

（報告及び検査）

第三十六条 第二項の規定による報告を

（報告及び検査）

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九

一号) 抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七

一号) 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日) 抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日